

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 特定建築物

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（以下「法」という。

）第二条第二号に定める特定建築物は、学校、事務所、共同住宅、老人ホーム、工場等とすること。

（第一条関係）

第二 特別特定建築物

法第二条第三号に定める特別特定建築物は、病院、劇場、集会場、展示場、老人ホーム等とすること。

（第二条関係）

第三 特定施設

法第二条第四号に定める特定施設は、廊下等、階段、傾斜路、昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場等

とすること。

（第三条関係）

第四 都道府県知事が所管行政庁となる建築物

建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の建築物について、都道府県知事が所管行政庁となる建築物を定めること。
(第四条関係)

第五 基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模

法第三条第一項の政令で定める規模は、床面積の合計二千平方メートルとすること。
(第五条関係)

第六 利用円滑化基準

一 法第三条第一項の政令で定める特定施設の構造及び配置に関する基準は、二から十一までに定めるところによるものとする。
(第六条関係)

二 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する廊下等は、表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる等とすること。
(第七条関係)

三 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する階段は、踊場を除き、手すりを設ける等とすること。
(第八条関係)

四 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する傾斜路は、勾配が十二

分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること等とすること。
(第九条関係)

五 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上は、便所内に、車いす使用者用便房を一以上設けること等とすること。
(第十条関係)

六 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する敷地内の通路は、表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること等とすること。
(第十一条関係)

七 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車いす使用者用駐車施設を一以上設けるものとする。 (第十二条関係)

八 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する居室を設ける場合には、道等から当該居室までの経路のうち一以上を、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる経路にすること等とすること。
(第十三条関係)

九 建築物又はその敷地に当該建築物の案内設備を設ける場合は、道等から当該案内設備までの経路のうち

ち一以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路とすること。
(第十四条関係)

十 建築物の増築等をする場合には、二から九までの規定は、当該増築等に係る部分等に限り、適用するものとする事。
(第十五条関係)

十一 条例で定める特定建築物に関する二から十までの規定の適用については、これらの規定を読み替えるものとする事。
(第十六条関係)

第七 報告及び立入検査

所管行政庁は、法第三条第一項の政令で定める規模以上の特別特定建築物に関し、報告及び立入検査をさせることができるものとする事。
(第十七条関係)

第八 認定建築物の容積率の特例

法第八条の政令で定める床面積は、認定建築物の延べ面積の十分の一を限度として、国土交通大臣が定めるものとする事。
(第十八条関係)

第九 附則

一 この政令は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部

を改正する法律（平成十四年法律第八十六号）の施行の日（平成十五年四月一日）から施行するものとする。

（附則第一条関係）

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

（附則第二条から附則第二十一条まで関係）

政令第 号

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十六号）の施行に伴い、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第二条第二号から第四号まで及び第六号、第三条第一項、第四条第三項並びに第八条並びに高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令（平成六年政令第 三百十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条の」を「第二条第二号の」に改め、第十六号を削り、第十五号を第二十一号とし、第十四号を削り、第十三号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十 自動車の停留又は駐車のための施設

第一条第十二号中「理髪店」を「郵便局又は理髪店」に改め、同号を同条第十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

十七 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの

十八 工場

第一条第十一号中「飲食店」の下に「又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの」を加え、同号を同条第十五号とし、同条中第十号を第十四号とし、第九号を第十三号とし、同条第八号中「ボーリング場」の下に「その他これらに類する運動施設」を加え、同号を同条第十二号とし、同条中第七号を第十一号とし、第六号を第七号とし、同号の次に次の三号を加える。

八 事務所

九 共同住宅、寄宿舎又は下宿

十 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの

第一条第五号中「百貨店」を「卸売市場又は百貨店」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 学校

第三条第一項を次のように改める。

所管行政庁は、法第四条第三項の規定により、法第三条第一項の政令で定める規模（同条第二項の条例で別に定める規模を含む。次項において同じ。）以上の特別特定建築物（同条第二項の条例で定める特定建築物を含む。以下この条において同じ。）の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。）又は維持保全をする者に対し、当該特別特定建築物につき、当該特別特定建築物の利用円滑化基準（同条第二項の条例で付加した事項を含む。）への適合に関する事項に関し報告させることができる。

第三条第二項中「都道府県知事」を「所管行政庁」に、「同条第二項」を「法第三条第一項」に、「特定建築物又は当該特定建築物の」を「特別特定建築物又はその」に、「特定建築物の」を「特別特定建築物の」に改め、同条を第十七条とする。

第二条の見出しを「（基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模）」に改め、同条中「第四条第二項」を「第三条第一項」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の十一條を加える。

（利用円滑化基準）

第六条 法第三条第一項の政令で定める特定施設の構造及び配置に関する基準は、次条から第十六条までに定めるところによる。

(廊下等)

第七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

二 階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端に近接する廊下等の部分

(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるもの(以下「点状ブロック等」という。)を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(階段)

第八条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。

一 踊場を除き、手すりを設けること。

二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

三 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大ききこと等により段を容易に識別できるものとすること。

四 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。

五 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

六 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

（階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路）

第九条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

一 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

三 その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとすること。

四 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

（便所）

第十条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に、車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房（以下「車いす使用者用便房」という。）を一以上設けること。
- 二 車いす使用者用便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に、床置き式の小便器その他これに類する小便器を一以上設けなければならない。

（敷地内の通路）

第十一条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 二 段がある部分は、次に掲げるものであること。

イ 手すりを設けること。

ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。

ハ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。

三 傾斜路は、次に掲げるものであること。

イ 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

ロ その前後の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。

(駐車場)

第十二条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を一以上設けなければならない。

2 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。

二 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。

三 次条第一項第三号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

(利用円滑化経路)

第十三条 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち一以上を、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる経路（以下「利用円滑化経路」という。）にしなければならない。

一 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する居室（直接

地上へ通ずる出入口のある階（以下この条において「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下

階のみに居室がある建築物にあつては、地上階にあるものに限る。以下「利用居室」という。）を設け

る場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路

二 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けら

れていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車いす使用者用便房までの経路

三 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路

2 利用円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 当該利用円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又は昇降機を併設する場合は、この限りでない。

二 当該利用円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

三 当該利用円滑化経路を構成する廊下等は、第七条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。

ロ 五十メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構

造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

四 当該利用円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、第九条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、階段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。

ロ 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。

ハ 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

五 当該利用円滑化経路を構成する昇降機（次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。

イ かご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下この号において同じ。）は、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

ロ かご及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

ハ かごの奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。

二 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。

ホ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

ヘ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

ト 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。

チ 不特定かつ多数の者が利用する建築物（法第三条第二項の規定により条例で同条第一項の規模を別に定めたときは、床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に限る。）の利用円滑化経路を構成する昇降機にあつては、イからハまで、ホ及びヘに定めるもののほか、次に掲げるものであること。

(1) かごの床面積は、一・八三平方メートル以上とすること。

(2) かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。

リ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する昇降機及び乗降ロビーにあつて

は、イからチまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(1) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

(2) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

(3) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

六 当該利用円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。

七 当該利用円滑化経路を構成する敷地内の通路は、第十一条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。

ロ 五十メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

八 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

二 傾斜路は、次に掲げるものであること。

(1) 幅は、段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。

(2) 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。

(3) 高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限る。）にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

3 第一項第一号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第七号の規定によることが困難である場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

(案内設備までの経路)

第十四条 建築物又はその敷地に当該建築物の案内設備を設ける場合は、道等から当該案内設備までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)のうち一以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下「視覚障害者利用円滑化経路」という。)にしなければならぬ。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

2 視覚障害者利用円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 当該視覚障害者利用円滑化経路に、線状ブロック等(視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。)及び点状ブロック等を適切に組み合わせ、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

二 当該視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、点状ブロック等を敷設すること。

イ 車路に近接する部分

ロ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）

（増築等に関する適用範囲）

第十五条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において「増築等」という。）をする場合には、第七条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

一 当該増築等に係る部分

二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、昇降機及び敷地内の通路

三 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する便所

四 第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等。第六号において同じ。）から車いす使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの一以

上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、昇降機及び敷地内の通路

五 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する駐車場

六 車いす使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分にある利用居室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、昇降機及び敷地内の通路

（条例で定める特定建築物に関する読替え）

第十六条 法第三条第二項の規定により特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加した場合における第七条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、同条中「特別特定建築物」とあるのは「法第三条第二項の条例で定める特定建築物」とする。

第一条の次に次の三条を加える。

（特別特定建築物）

第二条 法第二条第三号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 盲学校、聾^{ろう}学校又は養護学校
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- 九 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、身体障害者等が利用するものに限る。）
- 十 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）、若しくはボーリング場又は遊技場

十二 博物館、美術館又は図書館

十三 公衆浴場

十四 飲食店

十五 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

十七 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）

十八 公衆便所

（特定施設）

第三条 法第二条第四号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 出入口

二 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）

- 三 階段（その踊場を含む。以下同じ。）
- 四 傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）
- 五 昇降機
- 六 便所
- 七 敷地内の通路
- 八 駐車場
- 九 その他国土交通省令で定める施設

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第四条 法第二条第六号の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第六号の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を

置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号の延べ面積をいう。以下同じ。）が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含み、市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

本則に次の一条を加える。

（認定建築物の容積率の特例）

第十八条 法第八条の政令で定める床面積は、認定建築物の延べ面積の十分の一を限度として、当該認定建築物の特定施設の床面積のうち、通常の建築物の特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交

通大臣が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

(類似の用途)

第二条 改正法附則第二条第二項の政令で指定する類似の用途は、当該特別特定建築物が次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。

- 一 病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）
- 二 劇場、映画館又は演芸場
- 三 集会場又は公会堂
- 四 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 五 ホテル又は旅館

六 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、身体障害者等が利用するものに限る。）

七 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
八 博物館、美術館又は図書館

（緑資源公団法施行令の一部改正）

第三条 緑資源公団法施行令（昭和三十一年政令第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項中第十七号を第十八号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律

第四十四号）第四条第二項

（労働福祉事業団法施行令の一部改正）

第四条 労働福祉事業団法施行令（昭和三十二年政令第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中第二十号を第二十一号とし、第十四号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号

の次に次の一号を加える。

十四 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第四條第二項

（日本道路公団法施行令の一部改正）

第五條 日本道路公団法施行令（昭和三十二年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第八條第一項中第二十二号を第二十三号とし、第十四号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

十四 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第四條第二項

（首都高速道路公団法施行令の一部改正）

第六條 首都高速道路公団法施行令（昭和三十四年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項中第二十一号を第二十二号とし、第十三号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第四条第二項

（阪神高速道路公団法施行令の一部改正）

第七条 阪神高速道路公団法施行令（昭和三十七年政令第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中第二十一号を第二十二号とし、第十三号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第四条第二項

（水資源開発公団法施行令の一部改正）

第八条 水資源開発公団法施行令（昭和三十七年政令第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中第二十六号を第二十七号とし、第十八号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律

第四十四号) 第四条第二項

(地域振興整備公団法施行令の一部改正)

第九条 地域振興整備公団法施行令(昭和三十七年政令第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中第二十五号を第二十六号とし、第十七号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律

第四十四号) 第四条第二項

(日本鉄道建設公団法施行令の一部改正)

第十条 日本鉄道建設公団法施行令(昭和三十九年政令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中第二十九号を第三十号とし、第二十号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律

第四十四号) 第四条第二項

(地方住宅供給公社法施行令の一部改正)

第十一条 地方住宅供給公社法施行令(昭和四十年政令第百九十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第二十二号を第二十八号とし、第十七号から第二十一号までを六号ずつ繰り下げ、第六号の六を第二十二号とし、第十六号の五を第二十一号とし、第十六号の四を第二十号とし、第十六号の三を第十九号とし、第十六号の二を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律第四十四号)第四条第二項

(環境事業団法施行令の一部改正)

第十二条 環境事業団法施行令(昭和四十年政令第三百二十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第十六号を第十七号とし、第十一号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律

第四十四号)第四条第二項

(新東京国際空港公団法施行令の一部改正)

第十三条 新東京国際空港公団法施行令(昭和四十一年政令第二百七十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中第二十号を第二十一号とし、第十五号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律

第四十四号)第四条第二項

(石油公団法施行令の一部改正)

第十四条 石油公団法施行令(昭和四十二年政令第三百八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律

第四十四号)第四条第二項

(地方道路公社法施行令の一部改正)

第十五条 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中第二十一号を第二十二号とし、第十三号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第四条第二項

（本州四国連絡橋公団法施行令の一部改正）

第十六条 本州四国連絡橋公団法施行令（昭和四十五年政令第二百九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第二十五号を第二十六号とし、第十九号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

十九 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第四条第二項

（日本下水道事業団法施行令の一部改正）

第十七条 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第二十四号を第二十五号とし、第十六号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十六 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第四条第二項

（中小企業総合事業団法施行令の一部改正）

第十八条 中小企業総合事業団法施行令（平成十一年政令第二百三三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第四条第二項

（都市基盤整備公団法施行令の一部改正）

第十九条 都市基盤整備公団法施行令（平成十一年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中第三十一号を第三十二号とし、第二十号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、第

十九号の次に次の一号を加える。

二十 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第四十二条

（雇用・能力開発機構法施行令の一部改正）

第二十条 雇用・能力開発機構法施行令（平成十一年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中第十三号を第十四号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第四条第二項

（日本郵政公社法施行令の一部改正）

第二十一条 日本郵政公社法施行令（平成十四年政令第三百八十四号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中第四十三号を第四十四号とし、第三十六号から第四十二号までを一号ずつ繰り下げ、第三十五号の次に次の一号を加える。

三十六 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法

律第四十四号）第四条第二項

理由

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、特別特定建築物、特定施設、利用円滑化基準等を定める等の必要があるからである。

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文（傍線部
分は改正部分）

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令（平成六年九月二十六日政令第三百十一号）（抄）

改 正 案	現 行
<p>（特定建築物）</p> <p>第一条 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（以下「法」という。）<u>第二条第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三条第一項に規定するもの及び文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十三条の三第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第五号の伝統的建造物群を構成しているものを除く。）とする。</u></p> <p>一 学校</p> <p>二 五 略</p> <p>六 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗</p> <p>七 略</p> <p>八 事務所</p> <p>九 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>十 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p>	<p>（特定建築物）</p> <p>第一条 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（以下「法」という。）<u>第二条の政令で定める建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三条第一項に規定するもの及び文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十三条の三第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第五号の伝統的建造物群を構成しているものを除く。）とする。</u></p> <p>一 四 略</p> <p>五 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗</p> <p>六 略</p>

十一 略

十二 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場

十三 略

十四 略

十五 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

十六 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十七 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの

十八 工場

十九 略

二十 自動車の停留又は駐車のための施設

二十一 略

(特別特定建築物)

第二条 法第一条第三号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

一 盲学校、聾学校又は養護学校

七 略

八 体育館、水泳場、ボーリング場又は遊技場

九 略

十 略

十一 飲食店

十二 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十三 略

十四 一般公共の用に供される自動車車庫

十五 略

十六 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

-
- 二 病院又は診療所
 - 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - 四 集会場又は公会堂
 - 五 展示場
 - 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 七 ホテル又は旅館
 - 八 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
 - 九 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
(主として高齢者、身体障害者等が利用するものに限る。)
 - 十 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 十一 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)(若しくはボートリング場又は遊技場)
 - 十二 博物館、美術館又は図書館
 - 十三 公衆浴場
 - 十四 飲食店
 - 十五 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 - 十七 自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)
-

十八 公衆便所

(特定施設)

第三条 法第二条第四号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 出入口
- 二 廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という。)
- 三 階段(その踊場を含む。以下同じ。)
- 四 傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)
- 五 昇降機
- 六 便所
- 七 敷地内の通路
- 八 駐車場
- 九 その他国土交通省令で定める施設

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第四条 法第二条第六号の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のもの、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物(その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。以下「建築物」とする。)

2) 法第二条第六号の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七

条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の第一項の規定により同号に規定する処分に關する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号の延べ面積をいう。以下同じ。）が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む）、市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模）

第五条 法第三条第一項の政令で定める規模は、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあつては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積）の合計二千平方メートルとする。

（利用円滑化基準）

第六条 法第三条第一項の政令で定める特定施設の構造及び配置に關

（都道府県知事による指示の対象となる特定建築物の規模）

第二条 法第四条第二項の政令で定める規模は、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあつては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積）の合計二千平方メートルとする。

する基準は、次条から第十六条までに定めるところによる。

(廊下等)

第七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならぬ。

一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

二 階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるもの(以下「点状ブロック等」という。)を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(階段)

第八条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならぬ。

一 踊場を除き、手すりを設ける。

二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

三 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。

四 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。

五 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

六 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

（階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路）

第九条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

一 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

三 その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。

四 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）

には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の

利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(便所)

第十条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上は、次に掲げるものでなければならない。

一 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に、車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房（以下「車いす使用者用便房」という。）を一以上設けること。

二 車いす使用者用便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に、床置き式の小便器その他これに類する小便器を一以上設けなければならない。

(敷地内の通路)

第十一条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- 二 段がある部分は、次に掲げるものであること。
 - イ 手すりを設けること。
 - ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
 - ハ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とする。
 - ニ 傾斜路は、次に掲げるものであること。
 - イ 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
 - ロ その前後の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。

(駐車場)

- 第十二条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車場(以下「車いす使用者用駐車場」という。)を一以上設けなければならない。
- 2 車いす使用者用駐車場は、次に掲げるものでなければならない。
 - 一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。
 - 二 車いす使用者用駐車場又はその付近に、車いす使用者用駐車

施設の表示をすること。

三 次条第一項第三号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

(利用円滑化経路)

第十三条 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち一以上を、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる経路(以下「利用円滑化経路」という。)にしなければならない。

一 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する居室(直接地上へ通ずる出入口のある階)以下この条において「地上階」という。)又はその直上階若しくは直下階のみに居室がある建築物にあつては、地上階にあるものに限る。以下「利用居室」という。)を設ける場合、道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)から当該利用居室までの経路

二 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房を設ける場合、利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。)から当該車いす使用者用便房までの経路

三 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合、当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路

2 利用円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 当該利用円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又は昇降機を併設する場合は、この限りでない。

- 二 当該利用円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。
 - ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 三 当該利用円滑化経路を構成する廊下等は、第七条の規定によるほか、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。
 - ロ 五十メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
- 八 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 四 当該利用円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、第九条の規定によるほか、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、階段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。
 - ロ 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。

八 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

五 当該利用円滑化経路を構成する昇降機（次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。

イ かご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下この号において同じ。）は、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

ロ かご及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とする。

ハ かごの奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。

ニ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。

ホ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

ヘ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

ト 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。

チ 不特定かつ多数の者が利用する建築物（法第三条第二項の規定により条例で同条第一項の規模を別に定めるときは、床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に限る。）の利用円滑

化経路を構成する昇降機にあつては、イからハまで、ホ及びヘに定めるもののほか、次に掲げるものであること。

(1) かこの床面積は、一・八三平方メートル以上とすること。

(2) かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。

リ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する昇降機及び乗降ロビーにあつては、イからチまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(1) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

(2) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

(3) かご内又は乗降ロビーに、到着するかこの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

六 当該利用円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。

七 当該利用円滑化経路を構成する敷地内の通路は、第十一条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。

ロ 五十メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

八 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

二 傾斜路は、次に掲げるものであること。

(1) 幅は、段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。

(2) 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。

(3) 高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限る。）にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

3

第一項第一号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第七号の規定によることが困難である場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

(案内設備までの経路)

第十四条 建築物又はその敷地に当該建築物の案内設備を設ける場合は、道等から当該案内設備までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)のうち一以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下「視覚障害者利用円滑化経路」という。)にしなければならぬ。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

2 視覚障害者利用円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 当該視覚障害者利用円滑化経路に、線状ブロック等(視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。)及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

二 当該視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、点状ブロック等を敷設すること。

イ 車路に近接する部分

ロ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める

部分を除く。)

(増築等に関する適用範囲)

第十五条 建築物の増築又は改築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において「増築等」という。)をする場合には、第七条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

- 一 当該増築等に係る部分
- 二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、昇降機及び敷地内の通路
- 三 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する便所
- 四 第一号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等。第六号において同じ。)から車いす使用者用便房(前号に掲げる便所に設けられるものに限る。)までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、昇降機及び敷地内の通路
- 五 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する駐車場
- 六 車いす使用者用駐車施設(前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。)から第一号に掲げる部分にある利用居室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、昇降機及び

敷地内の通路

(条例で定める特定建築物に関する読替え)

第十六条 法第三条第二項の規定により特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加した場合における第七条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、同条中「特別特定建築物」とあるのは「法第三条第二項の条例で定める特定建築物」とする。

(報告及び立入検査)

第十七条 所管行政庁は、法第四条第三項の規定により、法第三条第一項の政令で定める規模(同条第二項の条例で別に定める規模を含む。次項において同じ。)以上の特別特定建築物(同条第二項の条例で定める特定建築物を含む。以下この条において同じ。)の建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。)又は維持保全をする者に対し、当該特別特定建築物につき、当該特別特定建築物の利用円滑化基準(同条第二項の条例で付加した事項を含む。)(への適合に関する事項)に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第四条第三項の規定により、その職員に、法第三条第一項の政令で定める規模以上の特別特定建築物又はその工事現場に立ち入り、当該特別特定建築物の特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させることが

(報告及び立入検査)

第三条 都道府県知事は、法第四条第三項の規定により、同条第二項の政令で定める規模以上の特定建築物の特定建築主に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち特定施設を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするための措置に係るものに関し報告させることができる。

2 都道府県知事は、法第四条第三項の規定により、その職員に、同条第二項の政令で定める規模以上の特定建築物又は当該特定建築物の工事現場に立ち入り、当該特定建築物の特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させることが

きる。

(認定建築物の容積率の特例)

第十八条 法第八条の政令で定める床面積は、認定建築物の延べ面積の十分の一を限度として、当該認定建築物の特定施設の床面積のうち、通常の建築物の特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものとする。

てなる。

緑資源公団法施行令（昭和三十一年政令第二百十八号）（抄）（附則第三条関係）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（他の法令の準用） 第四十六条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一〇十三 略 十四 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第四条第二項 十五〇十八 略</p>	<p>（他の法令の準用） 第四十六条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一〇十三 略 十四〇十七 略</p>

労働福祉事業団法施行令（昭和三十二年政令第百六十一号）（抄）（附則第四条関係）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（他の法令の準用） 第七条 次の法令の規定については、事業団を国とみなして、これらの規定を準用する。 一 十三 略 十四 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第四条第二項 十五 二十一 略 2、3 略</p>	<p>（他の法令の準用） 第七条 次の法令の規定については、事業団を国とみなして、これらの規定を準用する。 一 十三 略 十四 二十 略 2、3 略</p>

日本道路公団法施行令（昭和三十二年政令第百八十号）（抄）（附則第五条関係）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（他の法令の準用） 第八条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一〇十三 略 十四 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第四条第二項 十五〇二十三 略 2 略</p>	<p>（他の法令の準用） 第八条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一〇十三 略 十四〇二十二 略 2 略</p>

首都高速道路公団施行令（昭和三十四年政令第二百六十三号）（抄）（附則第六条関係）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（他の法令の準用） 第七条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一〇十二 略 十三 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第四条第二項 十四〇二十二 略 2 略</p>	<p>（他の法令の準用） 第七条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一〇十二 略 十三〇二十一 略 2 略</p>

阪神高速道路公団法施行令（昭和三十七年政令第七十二号）（抄）（附則第七条関係）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（他の法令の準用） 第七条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一〇十二 略 十三 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）（第四条第二項 十四〇二十二 略</p>	<p>（他の法令の準用） 第七条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一〇十二 略 十三〇二十一 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>

水資源開発公団法施行令（昭和三十七年政令第百七十七号）（抄）（附則第八条関係）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（他の法令の準用） 第三十条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一〇十七 略 十八 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第四条第二項 十九〇二十七 略 二 略</p>	<p>（他の法令の準用） 第三十条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一〇十七 略 一八〇二十六 略 二 略</p>

地域振興整備公団法施行令（昭和三十七年政令第二百六十一号）（抄）（附則第九条関係）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（他の法令の準用） 第十七条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～十六 略 十七 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第四条第二項 十八～二十六 略 2 略</p>	<p>（他の法令の準用） 第十七条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～十六 略 十七～二十五 略 2 略</p>

日本鉄道建設公団法施行令（昭和三十九年政令第二十三号）（抄）（附則第十条関係）

<p>改正案</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十九 略</p> <p>二十 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第四条第二項</p> <p>二十一～三十 略</p> <p>2 略</p>
<p>現行</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十九 略</p> <p>二十～二十九 略</p> <p>2 略</p>

地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）（抄）（附則第十一条関係）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 十六 略</p> <p>十七 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第四条第二項</p> <p>十八 二十二 略</p> <p>二十三 二十八 略</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 十六 略</p> <p>十六の二 十六の六 略</p> <p>十七 二十二 略</p> <p>2 略</p>

環境事業団法施行令（昭和四十年政令第三百二十八号）（抄）（附則第十二条関係）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（他の法令の準用） 第六条 次の法令の規定については、事業団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一〇 略 十一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第四条第二項 十二 十七 略</p>	<p>（他の法令の準用） 第六条 次の法令の規定については、事業団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一〇 略 十一 十六 略</p>

新東京国際空港公団法施行令（昭和四十一年政令第二百七十三号）（抄）（附則第十三条関係）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（他の法令の準用） 第八条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～十四 略 十五 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第四条第二項 十六～二十一 略 2 略</p>	<p>（他の法令の準用） 第八条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～十四 略 十五～二十 略 2 略</p>

石油公団法施行令（昭和四十二年政令第三百八号）（抄）（附則第十四条関係）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（他の法令の準用） 第一条 次の法令の規定については、石油公団（以下「公団」という。）を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一〇十略 十一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第四条第二項 十二〇十四略</p>	<p>（他の法令の準用） 第一条 次の法令の規定については、石油公団（以下「公団」という。）を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一〇十略 十一〇十三略</p>
<p>2略</p>	<p>2略</p>

地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）（抄）（附則第十五条関係）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十二 略</p> <p>十三 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第四条第二項</p> <p>十四〇二十二 略</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十二 略</p> <p>十三〇二十一 略</p> <p>2 略</p>

本州四国連絡橋公団法施行令（昭和四十五年政令第二百九号）（抄）（附則第十六条関係）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（他の法令の準用） 第四条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～十八 略 十九 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第四条第二項 二十～二十六 略 2 略</p>	<p>（他の法令の準用） 第四条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～十八 略 十九～二十五 略 2 略</p>

日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）（抄）（附則第十七条関係）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（他の法令の準用） 第六条 次の法令の規定については、事業団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一〇十五 略 十六 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第四条第二項 十七〇二十五 略 2 略</p>	<p>（他の法令の準用） 第六条 次の法令の規定については、事業団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一〇十五 略 十六〇二十四 略 2 略</p>

中小企業総合事業団法施行令（平成十一年政令第二百三三号）（抄）（附則第十八条関係）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（他の法令の準用） 第二十三条 次の法令の規定については、事業団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一〇七略 八 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第四条第二項 九〇十二略</p>	<p>（他の法令の準用） 第二十三条 次の法令の規定については、事業団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一〇七略 八〇十一略</p>

都市基盤整備公団法施行令（平成十一年政令第二百五十四号）（抄）（附則第十九条関係）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（他の法令の準用） 第三十一条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～十九 略 二十 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第四条第二項 二十一～三十二 略</p>	<p>（他の法令の準用） 第三十一条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～十九 略 二十 二十一～三十一 略</p>

雇用・能力開発機構法施行令（平成十一年政令第二百七十四号）（抄）（附則第二十条関係）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十六条 次に掲げる法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇九 略</p> <p>十一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第四条第二項</p> <p>十一〇 略</p> <p>2、3 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十六条 次に掲げる法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇九 略</p> <p>十一〇 略</p> <p>2、3 略</p>

日本郵政公社法施行令（平成十四年政令第三百八十四号）（抄）（附則第二十一条関係）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（他の法令の準用） 第二十八条 次の法令の規定については、公社を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～三十五 略 三十六 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第四条第二項 三十七～四十四 略</p>	<p>（他の法令の準用） 第二十八条 次の法令の規定については、公社を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～三十五 略 三十六～四十三 略</p>

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案参照条文

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 略

二 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する特定施設を含むものとする。

三 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する特定建築物で、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにすることが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

四 特定施設 出入口、廊下、階段、昇降機、便所、敷地内の通路その他の政令で定める施設をいう。

五 略

六 所管行政庁 建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（特別特定建築物の建築等における基準適合義務等）

第三条 特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。）をしようとする者は、当該特別特定建築物を、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な政令で定める特定施設の構造及び配置に関する基準（以下「利用円滑化基準」という。）に適合させなければならない。当該建築をした特別特定建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

2 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前項の規定のみによつては、高齢者、身体障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達し難いと認める場合においては、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、同項の建築の規模を条例で同項の政令で定める規模未満で別に定め、又は利用円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。

3 略

（特別特定建築物に対する基準適合命令等）

第四条 略

2 略

3 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特別特定建築物の建築若しくは維持保全をする者に対し、特別特定建築物の利用円滑化基準（前条第二項の条例で付加した事項を含む。次条において同じ。）への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特別特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特別特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させることができる。

4・5 略

（認定建築物の容積率の特例）

第八条 建築基準法第五十二条第一項、第二項、第六項、第十一項及び第十三項、第五十二条の二第三項第二号、第五十二条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五（第一号イを除く。）、第六十八条の五の二第一項（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の三（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の四第一項第一号ロ、第六十八条の八、第六十八条の九、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率（同法第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。）の算定の基礎となる延べ面積には、同法第五十二条第三項及び第五項に定めるもののほか、計画の認定を受けた計画（第七条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。第十一条において同じ。）に係る特定建築物（以下「認定建築物」という。）の特定施設の床面積のうち、通常の建築物の特定施設の床面積を超えることとなるもので政令で定める床面積は、算入しないものとする。

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十六号）（抄）

附 則

（経過措置）

第二条 略

2 この法律の施行の際現に存する特別特定建築物で、政令で指定する類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、新法第三条第一項の規定は、適用しない。

3 略

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（条例による事務処理の特例）

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

2 略

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）

（適用の除外）

第三条 この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号の一に該当する建築物については、適用しない。

- 一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によつて国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
 - 二 旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によつて重要美術品等として認定された建築物
 - 三 文化財保護法第九十八条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物（次号において「保存建築物」という。）であつて、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの
 - 四 第一号若しくは第二号に掲げる建築物又は保存建築物であつたものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認められたもの
- 2・3 略

（建築物の建築等に関する申請及び確認）

第六条 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

一～三 略

四 前三号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域（都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは準都市計画区域（市町村長が市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存す

る都道府県の都道府県都市計画審議会）の意見を聴いて指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物

2）7 略

（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）

第五十一条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合には、この限りでない。

（用途の変更に対するこの法律の準用）

第八十七条 略

2 建築物（次項の建築物を除く。）の用途を変更する場合には、第四十八条第一項から第十二項まで、第五十一条及び第六十条の第二三項の規定並びに第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第二項、第四十九条から第五十条まで、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定を準用する。

3 第三条第二項の規定により第二十四条、第二十七条、第二十八条第一項若しくは第三項、第二十九条、第三十条、第三十五条から第三十五条の三まで、第三十六条中第二十八条第一項若しくは第三十五条に関する部分、第四十八条第一項から第十二項まで若しくは第五十一条の規定又は第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第二項、第四十九条から第五十条まで、第六十八条の二第一項若しくは第六十八条の九の規定に基づく条例の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合には、次の各号の一に該当する場合を除き、これらの規定を準用する。

（市町村の建築主事等の特例）

第九十七条の二 第四条第一項の市以外の市又は町村においては、同条第二項の規定によるほか、当該市町村の長の指揮監督の下に、この法律中建築主事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものをつかさどらせるために、建築主事を置くことができる。この場合において、この法律中建築主事に関する規定は、当該市町村が置く建築主事に適用があるものとする。

2）5 略

（特別区の特例）

第九十七条の三 特別区においては、第四条第二項の規定によるほか、特別区の長の指揮監督の下に、この法律中建築主事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものをつかさどらせるために、建築主事を置くことができる。この場合においては、この法律中建築主事に

— 関する規定は、特別区が置く建築主事に適用があるものとする。
2・3 略

— 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）（抄）

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 四 略

2 五 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）
2・3 略

（伝統的建造物群保存地区の決定及びその保護）

第八十三条の三 市町村は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条又は第五条の二の規定により指定された都市計画区域又は準都市計画区域内においては、都市計画に伝統的建造物群保存地区を定めることができる。この場合においては、市町村は、条例で、当該地区の保存のため、政令の定める基準に従い必要な現状変更の規制について定めるほか、その保存のため必要な措置を定めるものとする。

2 市町村は、前項の都市計画区域又は準都市計画区域以外の区域においては、条例の定めるところにより、伝統的建造物群保存地区を定めることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

3 5 略

— 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）

（面積、高さ等の算定方法）

第二条 次の各号に掲げる面積、高さ及び階数の算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 三 略

四 延べ面積 建築物の各階の床面積の合計による。ただし、法第五十二条第一項に規定する延べ面積（法第五十九条第一項（建築物の容積率の最低限度に係る部分に限る。）、法第六十条の二第一項（建築物の容積率の最低限度に係る部分に限る。）、法第六十八条の三第二項第一号イ及び第三項第二号ロ並びに法第六十八条の五の二第一号イに規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積を除く。）には、自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分の床面積を算入しない。

2
5
4
略
略